

聖籠町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

聖籠町長 渡邊廣吉

#### 聖籠町規則第十二号

聖籠町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成八年聖籠町規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十四の項を削り、十五の項から二十一の項までを一項ずつ繰り上げ、同表中二十二の項及び二十三の項を削り、二十四の項から四十一の項までを三項ずつ繰り上げ、同表の四十二の項中「共同調理場運営」を「運営委員会」に改め、同項を同表の三十九の項とし、同表中四十三の項から五十九の項までを三項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

五十七 子ども条例検討委員会委員

#### 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。